

令和元年 8 月

発注関係事務の運用に関する指針（改正の骨子案）

※本改正にて新規に追記または改正されている事項は、下線を引いております。

目次

I. 本指針の位置付け	6
II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項	7
1 工事	8
1-1 工事発注準備段階	8
（工事に必要な情報等の適切な把握・活用）	8
（工事の性格等に応じた入札契約方式の選択）	8
（予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成）	8
（現場条件等を踏まえた適切な設計図書を作成）	8
（適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定）	8
（適正な工期設定）	9
（計画的な発注や施工時期の平準化）	9
＜発注見通しの統合・公表の実施＞	9
＜繰越明許費・債務負担行為の活用＞	9
＜取組事例等の情報共有＞	10
1-2 工事入札契約段階	10
（適切な競争参加資格の設定）	10
（工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定）	11
（競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等）	11
（ダンピング受注の防止等）	12
（入札不調・不落時の見積りの活用等）	13
（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）	13
1-3 工事施工段階	14
（施工条件の変化等に応じた適切な設計変更）	14
（工事中の施工状況の確認等）	14
（施工現場における労働環境の改善）	15
（受注者との情報共有や協議の迅速化等）	15
1-4 工事完成後	16
（適切な技術検査・工事成績評定等）	16
（完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価）	16

(公共工事の目的物の適切な維持管理)	16
1-5 その他.....	16
2 測量、調査及び設計業務.....	18
2-1 業務発注準備段階.....	18
(業務に必要な情報等の適切な把握・活用)	18
(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)	18
(予算、工程計画等を考慮した業務発注計画の作成)	18
(現場条件等を踏まえた適切な契約図書の作成)	18
(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適切な設定)	18
(適正な履行期間の設定)	19
(計画的な発注や履行期限等の平準化)	19
<発注見通しの統合・公表>	19
<繰越明許費や債務負担行為の活用>	19
<取組事例等の情報共有>	19
2-2 業務入札契約段階	20
(適切な競争参加資格の設定)	20
(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)	20
(競争参加者の履行能力の適切な評価項目の設定等)	21
(ダンピング受注の防止等)	21
(入札不調・不落時の見積りの活用等)	22
(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)	22
2-3 業務履行段階.....	23
(履行条件の変化等に応じた適切な契約変更)	23
(業務中の履行状況の確認等)	23
(履行現場における労働環境の改善)	24
(受注者との情報共有や協議の迅速化等)	24
2-4 業務完了後.....	24
(適切な検査・納品と業務成績評定)	24
2-5 その他.....	25
3 発注体制の強化等.....	26
3-1 発注体制の整備等.....	26
(発注者自らの体制の整備)	26
(外部からの支援体制の活用)	26
3-2 発注者間の連携強化.....	26
(工事・業務成績データの共有化・相互活用等)	26
(発注者間の連携体制の構築)	27

Ⅲ. 災害時における緊急対応	28
1 工事	28
1-1 災害時における入札契約方式の選定	28
(随意契約)	28
(指名競争入札)	28
(通常の方式)	29
1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	29
(1) 確実な施工確保、不調・不落対策	29
(実態を踏まえた積算の導入)	29
(指名競争入札におけるダンピング対策等)	30
(前払金限度額の引き上げ等)	30
(2) 発注関係事務の効率化	30
(一括審査方式の活用)	30
(3) 復旧・復興工事の担い手の確保	30
(共同企業体の活用)	30
(地域企業の参加可能額の拡大)	31
(4) 迅速な事業執行	31
(支出負担行為事務の委任範囲の拡大)	31
(政府調達協定対象工事における適用)	31
(政府調達協定対象工事における手続日数の短縮)	31
(5) 早期の復旧・復興に向けた取組	32
(事業促進 PPP 等)	32
(技術提案・交渉方式)	32
2 測量、調査及び設計業務	33
2-1 災害時における入札契約方式の選定	33
(随意契約)	33
(指名競争入札)	33
(通常の方式)	34
2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	34
(1) 確実な履行確保、不調・不落対策	34
(実態を踏まえた積算の導入)	34
(指名競争入札におけるダンピング対策等)	35
(前払金限度額の引き上げ等)	35
(2) 発注関係事務の効率化	35
(一括審査方式の活用)	35
(3) 迅速な事業執行	35

(支出負担行為事務の委任範囲の拡大)	35
(政府調達協定対象業務における適用)	36
(政府調達協定対象業務における手続日数の短縮)	36
(4) 早期の復旧・復興に向けた取組	36
(事業促進 PPP 等)	36
(技術提案・交渉方式)	36
3 建設業団体や他の発注者との連携等	37
IV. 多様な入札契約方式の選択・活用	38
1 工事	38
1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	38
(1) 契約方式の選択	38
(契約方式の概要)	38
(契約方式の選択の考え方)	38
(2) 競争参加者の設定方法の選択	39
(競争参加者の設定方法の概要)	39
(競争参加者の設定方法の選択の考え方)	39
(3) 落札者の選定方法の選択	39
(落札者の選定方法)	39
(落札者の選定方法の選択の考え方)	39
(4) 支払い方式の選択	40
(支払い方式)	40
(支払い方式の選択の考え方)	40
1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例	40
(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式	40
(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式	40
(3) 維持管理の技術的課題に対応した方式	41
(4) 発注者を支援する方式	41
2 測量、調査及び設計業務	42
2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	42
(1) 契約方式の選択	42
(契約方式の概要)	42
(契約方式の選択の考え方)	42
(2) 競争参加者の設定方法の選択	42
(競争参加者の設定方法の概要)	42
(競争参加者の設定方法の選択の考え方)	43

(3) 落札者の選定方法の選択.....	43
(落札者の選定方法)	43
(落札者の選定方法の選択の考え方)	43
(4) 支払い方式の選択.....	43
(支払い方式)	43
(支払い方式の選択の考え方)	44
2－2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資 する入札契約方式 の活用 の例	44
(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式	44
(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式.....	44
(3) 発注者を支援する方式.....	45
V. その他配慮すべき事項	46
1. 受注者等の責務	46
2. その他	46

I. 本指針の位置付け

- 本指針は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、同法）に定める基本理念にのっとり、公共工事の発注者を支援するために定めたもの。
- 具体的には、各発注者が、共通する重要課題に対し、「発注者の責務」等を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ。
- 令和元年度に同法が改正され、災害時の緊急対応強化や働き方改革、i-Construction の推進等による生産性向上の取組、調査・設計の品質確保等に関する規定が盛り込まれたことから、本指針の見直しを検討。
- 従前の内容が大きく変わるものではないものの、以下の主な改正点を踏まえて構成を見直し。
 - ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が追加されたこと
 - ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、公共工事に関する測量、調査（地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。））及び設計が対象として追加されたこと
 - ③公共工事の目的物の維持管理について、発注者又は維持管理者としての国、特殊法人等及び地方公共団体等が適切に実施するよう追加されたこと
- さらに、公共工事に関する測量、調査及び設計業務（以下、業務という）の入札契約方式の選択・活用に関する事項についても新たに追加。
- なお、国は、本指針に基づき、引き続き、実施状況を定期的に調査し、結果をとりまとめて公表するとともに、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、本指針の見直しを必要に応じて実施

Ⅱ．発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 各発注者は、工事及び業務及びについて、発注準備、入札契約、工事施工又は業務履行、完成後の各段階で発注関係事務を適切に実施。
- 各段階共通の事項として、関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を実施。
- 生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階において ICT を積極的に活用し、官民が保有するデータの連携や電子納品のオンライン化等を実施

1 工事

1-1 工事発注準備段階

(工事に必要な情報等の適切な把握・活用)

- 現地の事前調査等により、工事に必要な情報を適切に把握。
- その際、ICT や新技術、3次元データ、情報共有システムを積極的に活用。

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

- 工事の発注に当たっては、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択。
- 適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合、国、都道府県や外部の支援体制を積極的に活用。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

- 工区割りや発注ロットを適切に設定し、計画的に工事を発注。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

- 現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容と整合。
- 調達環境が通常と異なり遠隔地から資材や労働力を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件を明示。
- その際、当該条件は設計変更の対象となる旨も明示。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

- 建設業者が適正な利潤を確保できるよう、適切に作成された設計図書に基づき、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行い、予定価格を設定。

- その際、適正な工期を前提として、工事に従事する者の休日の確保や労働環境の改善、ICTの活用を含めた現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、地域ごとの最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映。
- 積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。
- 最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直し、遅滞なく適用。
- 適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは不可。
- 経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げも不可。

(適正な工期設定)

- 施工の内容、規模、方法等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定。
- 必要に応じて建設資材や労働者確保のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫を実施。

(計画的な発注や施工時期の平準化)

<発注見通しの統合・公表の実施>

- 地域発注者協議会等を通じて、各発注者が連携し、中長期的な工事の発注見通しについて作成し、地方ブロック単位等で統合して公表。
- 当該年度の工事の詳細な発注見通しについて、四半期ごとに地方ブロック単位で統合して公表。

<繰越明許費・債務負担行為の活用>

- 年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中の回避等予算執行上の工夫等により、適正な工期を確保しつつ、工事の施工時期を平準化。

＜取組事例等の情報共有＞

○地域発注者協議会等において、施工時期の平準化の取組状況等を、他の発注者と比較できるよう公表。

○あわせて、施工時期の平準化の取組により人材・資機材の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の担い手確保や生産性向上に貢献するものであること等の国からの情報提供や、各地方公共団体の施工時期の平準化の先進優良事例等を共有。

1－2 工事入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定)

- 競争に参加する資格を有する者の名簿の作成にあたり、審査項目の選定の際は競争性の低下につながらないように留意。
- 法令に違反して社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を実施。
- 工事を発注する際は、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、工事の経験及び工事成績や地域要件などの適切な競争参加資格を設定。
- その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等が競争に参加することができる方式を活用。
- また、若手や女性技術者の登用や海外での施工経験のある技術者の活用も考慮した要件緩和や、災害時の施工体制の考慮など、競争性の確保に留意。
- 競争参加資格に施工実績を設定する場合は、具体的に設定し、実績の確認に当たっては、適切な審査を実施。
- 施工実績の確認に当たっては、一定の成績評価に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない者を排除するなど適切な審査を実施。
- 災害発生時に緊急性に応じた随意契約や指名競争入札の活用による工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害協定を締結。
- 不良不適格業者の排除を徹底。
- 技術者の情報を一元的に把握できる取組を活用し、競争参加者等の負担軽減等に配慮。
- 所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち工事量の制限など、工事の品質確保に向けた施策を検討し実施。

(工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

- 発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を要求。
- その際、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものが求められるものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査する施工上の工夫を技術提案として求めることも可能。
- 高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することが可能。
- その際、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。
- 技術提案を求める場合、技術提案に係る事務負担に配慮し、適切な評価内容を設定。
- その際、過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定。
- 技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価。
- 説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表。
- その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いに留意。
- 技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることが可能。
- その際、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表。
- 技術提案の改善を求める場合、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないよう配慮。
- 落札者を決定した場合、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約図書において明確化。
- 履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決め。

(競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)

- 総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、適切に評価項目を設定。

- 必要に応じて、災害協定の締結状況等の企業の地域の精通度等を評価項目に設定。
- 必要に応じて、若手や女性技術者の登用、海外での施工経験を有する技術者の活用、災害時の施工体制などを考慮し、適切な評価項目を設定。
- 一定水準の技術力等を有する民間資格を総合評価落札方式における加点評価の対象とし、積極的に活用。
- 一括審査方式や、施工能力評価型総合評価落札方式の活用などにより、競争参加者の負担の軽減。
- 総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴取。
- 個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴取。
- 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令第167条の10の2第3項等に定める手続を実施。
- 必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者を適切に評価。
- また、工事の性格等に応じて、施工体制確認型総合評価落札方式の実施。

(ダンピング受注の防止等)

- ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底。
- 低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と工事の品質の確保の徹底の観点から、調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直し。
- 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合、当該価格の入札前の公表は不可。
- 予定価格、原則として事後公表。
- その際、入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底。
- 地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないものの、予定価格の事前公表を行う場合、その適否について十分検討。
- さらに、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱い、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等適切な措置を実施。
- 工事の入札に係る申込みの際、入札参加者に内訳書の提出を求め、書類に不備

がある場合、原則としてその者の入札を無効。

（入札不調・不落時の見積りの活用等）

- 入札不調時等は、次の方法により予定価格を適切に見直し、できる限り速やかに契約を締結。
 - ①入札参加者から見積りを徴収し、妥当性を確認し、当該見積りを活用して積算内容を見直す方法
 - ②設計図書が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法
- 不落発生時は、改めて競争入札を実施することを基本。
- 再度入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合の真にやむを得ない措置として、談合防止や公正性、受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、不落随契の活用も検討。

（公正性・透明性の確保、不正行為の排除）

- 公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結。
- 入札及び契約に係る情報については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、適切に公表。
- 競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ技術提案の評価の方法等を明らかにし、早期に評価の結果を公表。
- 第三者機関の活用等により、第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を実施。
- その際、各発注者が連携し、運用面の工夫を実施。
- 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明。
- さらに不服のある場合の処理のため、第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備。
- 談合や贈収賄等不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施。
- 談合の結果として被った損害額の賠償の請求や建設業許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を徹底。
- 入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知。
- その際、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知。

○ただし、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意。

1－3 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

- 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合や、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期を適切に変更。
- 労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金の額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金の額を変更。
- 設計図書の変更等により、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用。

(工事中の施工状況の確認等)

- 建設業法違反と疑うに足る事実があるときは、下請業者等も含め、工事中の施工状況を確認の上、建設業許可行政庁等に通知。
- 下請業者に対する現金での適切な賃金の支払いを呼びかけ。
- 週休2日の確保等により、下請業者を含め適正な労働時間の確保を促進。
- 当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公表。
- 策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等と連携。
- 工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施。
- 低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、重点的な監督体制を整備する等の対策を実施。
- 適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目において、必要な技術的な検査を適切に実施。
- その際、ICTを積極的に活用し、作業を効率化。
- 技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地におけ

る指示事項を書面により受注者に通知。

○技術検査の結果は工事の施工状況の評価に反映。

○必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものを活用。

(施工現場における労働環境の改善)

○安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者及び下請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携。

○元請業者に対し、社会保険等未加入業者との契約締結の禁止措置や、社会保険等未加入業者を確認した際の建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局への通報等により、下請業者も含めてその排除を徹底。

○下請業者や技能労働者等に対する円滑な支払を促進するため、元請業者の資金調達の円滑化を実施。

○既に中間前金払制度を導入している場合には、受注者にとって当該制度を利用しやすいよう環境を整備。

○受注者が熱中症対策や寒冷対策の実施や、快適トイレの設置などに取り組みやすいよう環境を整備。

○ICT 建機等の積極的な導入を促し、作業の効率化を積極的に実施。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

○設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者等が一堂に会する会議を、必要に応じて開催。

○受注者からの協議等について、速やかかつ適切に回答。

○変更手続が円滑に進むよう、設計変更ガイドラインを策定し活用。

○設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、協議・審議等を行う会議を必要に応じて開催。

○工事に関する情報の可視化・集約化を図るため、3次元データ等を積極的に活用。

○情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの活用を推進。

○材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活用し、受発注者双方の省力化を積極的に推進

1－4 工事完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

- 受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に工事の完成を確認するための検査を実施。
- 同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定に反映。
- 技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知。
- 工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定。
- 発注者は、ICT を積極的に活用し、検査書類等を削減や作業の効率化を実施。
- 必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものを活用。
- 工事の成果は、将来のA I 活用等のデータ利活用環境の構築のため、受注者が適切な形式で保存した電子データを工事の成果品として受領。
- その際、オンライン電子納品を積極的に推進し、データやモデルがクラウド上で簡単にアクセスできるデータ連係基盤を構築。
- 工事の成果品は、適切な期間保存。

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

- 必要に応じて、完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施。

(公共工事の目的物の適切な維持管理)

- 公共工事の目的物を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施。
- その際、3次元データや情報通信技術の活用を推進

1－5 その他

- 競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約のICT化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を積極的に実施。

○競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化を実施。

○発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保される施工体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を活用。

2 測量、調査及び設計業務

2-1 業務発注準備段階

（業務に必要な情報等の適切な把握・活用）

- 現地の事前調査等により、業務に必要な情報を適切に把握。
- その際、ICT や新技術を積極的に活用。

（業務の性格等に応じた入札契約方式の選択）

- 業務の発注に当たっては、業務の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択。
- 適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合、国、都道府県や外部の支援体制を積極的に活用。

（予算、工程計画等を考慮した業務発注計画の作成）

- 業務の内容や規模等を適切に設定し、計画的に業務を発注。

（現場条件等を踏まえた適切な契約図書の作成）

- 現場の実態に即した履行条件の明示等により、適切な設計図書（公共建築設計業務においては設計仕様書をいう。以下同様）を作成するとともに積算内容と整合。
- 設計業務の発注に当たっては、設計に必要な諸条件を設計図書へ反映。
- 業務から工事までの一連の情報の可視化・集約化を図るため、3次元データ等を積極的に活用。なお、3次元データの活用に当たっては、最新の基準類を確認の上、設計図書へ反映。

（適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適切な設定）

- 業務の履行者が適正な利潤を確保できるよう、適切に作成された設計図書に基づき、最新の技術者単価や適正な歩掛、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保す

るための保険契約の保険料、納期等、履行の実態を的確に反映した積算を行い、予定価格を設定。

○その際、適正な履行期限を前提とし、ICT の活用を含め現場の実態に即した履行条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用。

○必要に応じて積極的に歩掛や資材等の見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。

○最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直し、遅滞なく適用。

○適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とする歩切りは不可。

○経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げも不可。

(適正な履行期間の設定)

○業務の性格、自然条件、週休 2 日や照査期間等を鑑み、業務の適正な履行や品質を確保するための適切な履行期間を設定。

(計画的な発注や履行期限等の平準化)

<発注見通しの統合・公表>

○地域発注者協議会等を通じて、各発注者が連携し、中長期的な業務の発注見通しについて作成し、地方ブロック単位で統合して公表。

○当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、四半期ごとに地方ブロック単位で統合して公表。

<繰越明許費や債務負担行為の活用>

○年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の業務の集中の回避等予算執行上の工夫等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の発注や履行期限等を平準化。

<取組事例等の情報共有>

○地域発注者協議会等において、履行期限の平準化の取組状況等を、他の発注者と比較できるよう公表。

○あわせて、履行期限の平準化の取組により人材・資機材の有効活用や建設企業の経営の健全化が図られ、建設業の担い手確保や生産性向上に貢献するもので

あること等の国からの情報提供や、各地方公共団体の履行期限の平準化の先進優良事例等を共有。

2-2 業務入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定)

- 業務を発注する際は、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び業務成績や地域要件などの競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定。
- また、必要に応じて、若手や女性技術者の登用、海外での履行経験のある技術者の活用も考慮した要件緩和や、災害時の業務履行体制の考慮など、競争性の確保に留意。
- 競争参加資格に業務の履行実績を設定する場合、技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定。
- 履行実績の確認に当たっては、一定の成績評価に満たないものは実績として認めないこと等により履行能力のない者を排除するなど適切な審査を実施。
- 災害発生時に随意契約や指名競争入札の活用による災害応急対策又は災害復旧に関する調査等の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害協定を締結。
- 不良不適格業者の排除を徹底。
- 技術者の情報を一元的に把握できる取組を活用し、競争参加者等の負担軽減等に配慮。
- 所要の知識・技術・資格を備えている技術者の仕様書への位置付けや、手持ち業務量の制限など、業務の品質確保に向けた施策を検討し実施。

(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

- 発注者は、発注する業務の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を要求。
- その際、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。
- 技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮し、適切な評価内容を設定。
- その際、過度なコスト負担を要すると判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定。

- 技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価。
- 説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表。
- その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、その取扱いに留意。
- 受注業者を決定した場合には、技術提案について発注者と受注業者の責任分担とその内容を設計図書で明確化。
- 履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約図書で取り決め。

(競争参加者の履行能力の適切な評価項目の設定等)

- 履行能力の評価に当たっては、適切に評価項目に設定。
- 必要に応じて、災害協定の締結状況等の企業の地域の精通度等を評価項目に設定。
- 必要に応じて、若手や女性技術者の登用、海外での履行経験のある技術者の活用、災害時の履行体制などを考慮し、適切な評価項目を設定。
- 一定水準の技術力等を有する民間資格を総合評価落札方式における加點評価の対象とし、積極的に活用。
- 一括審査方式の活用などにより、競争参加者の負担を軽減。
- 実施方針や複数の業務に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴取。
- 個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴取。
- 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項等に定める手続を実施。
- 必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者を適切に評価。

(ダンピング受注の防止等)

- ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な活用を徹底。

- 低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直し。
- 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合、当該価格の入札の前の公表は不可。
- 予定価格は、原則として事後公表。
- その際、入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底。
- 地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないものの、予定価格の事前公表を行う場合、その適否について十分検討。
- さらに、業務を履行する者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱い、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等適切な措置を実施。
- 業務の入札に係る申込みの際、必要に応じて入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備がある場合、原則としてその者の入札を無効。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

- 入札不調時等は、次の方法により予定価格を適切に見直し、できる限り速やかに契約を締結。
- ①入札参加者から見積りを徴収し、妥当性を確認し、当該見積りを活用して積算内容を見直す方法
- ②設計図書が履行実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法
- 不落発生時は、改めて競争入札を実施することを基本。
- 再度入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合の真にやむを得ない措置として、談合防止や公正性、受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、不落随契の活用も検討。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

- 公共土木設計業務等標準委託契約約款等に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結。
- 入札及び契約に係る情報については、工事に準じて、適切に公表。
- 競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ技術提案の評価の方法等を明らかにし、早期に評価の結果を公表。

- 第三者機関の活用等により、第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を実施。
- その際、各発注者が連携し、運用面の工夫を実施。
- 入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明。
- さらに不服のある場合の処理のため、第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備。
- 談合や贈収賄等不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施。
- 談合の結果として被った損害額の賠償の請求や許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を徹底。
- 入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知。
- その際、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知。
- ただし、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意。

2－3 業務履行段階

（履行条件の変化等に応じた適切な契約変更）

- 業務の条件を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認し、必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間を変更。
- 労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から契約額の変更について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、契約額を変更。
- 設計図書の変更等により、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用。

（業務中の履行状況の確認等）

- 履行期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施。
- 低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な履行がなされるよう、重点的な監督体制を整備する等の対策を実施。
- 必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を

有するものの活用。

（履行現場における労働環境の改善）

○安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携。

（受注者との情報共有や協議の迅速化等）

○受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有を実施。

○受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答。

○業務内容に応じて、受注者の照査体制を確保し、照査の適切な実施について確認。

○変更手続が円滑に進むよう、土木設計業務等変更ガイドラインを策定し活用。

○契約変更の手続きの迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、協議・審議等を行う会議を必要に応じて開催。

○情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの構築及び活用を推進。

○テレビ会議等を活用し、受発注者双方の省力化を積極的に推進。

２－４ 業務完了後

（適切な検査・納品と業務成績評定）

○受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期間内に業務の完了を確認するための検査を実施。

○適正な履行や品質を確保するため、検査を適切に行い、業務の完了後には業務評定結果を速やかに通知。

○業務成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定。

○発注者は、ICT を積極的に活用し、検査書類等を削減や作業の効率化を実施。

○必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものを活用。

○業務の成果は、将来のＡＩ活用等のデータ利活用環境の構築のため、受注者が

適切な形式で保存した電子データを業務の成果品として受領。

○その際、オンライン電子納品を積極的に推進し、データやモデルがクラウド上で簡単にアクセスできるデータ関係基盤を構築。

○業務の成果は適切な期間保存。

○地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査を行った際には、その結果をその他の公共工事等を含めた公共工事の品質に資するため、原則として共有。

○共有する地盤状況に関する情報は、その品質を確保するため、位置情報、土質区分、試験結果等を確認。

○情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの構築及び活用を推進。

2-5 その他

○競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約の ICT 化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を積極的に実施。

○競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化を実施。

○発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された履行体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を活用。

3. 発注体制の強化等

○発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

3－1 発注体制の整備等

（発注者自らの体制の整備）

- 各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備。
- 国及び都道府県の協力・支援も得つつ、発注関係事務を適切に実施することができる職員を積極的に育成。
- 国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対し必要な支援を実施。

（外部からの支援体制の活用）

- 発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合、発注関係事務を適切に実施することができる者や発注事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者を積極的に活用。
- 地方公共団体等において国及び都道府県以外の者に発注関係事務を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者や発注関係事務に関し助言その他の助言を適切に行う能力を有する者の選定を支援し、その者の育成、活用の促進。

3－2 発注者間の連携強化

（工事・業務成績データの共有化・相互活用等）

- 各発注者間における要領・基準・入札契約時の提出書類等の標準化・共有化を実施。
- その他の入札契約制度に係る要領等についても、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間の共有化を実施。
- 最新の積算基準等の各工事や業務への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化を実施。
- 新規参入を含めた建設業者等の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行える

よう、各発注者が発注した業務及び工事の成果や成績評定、担当した技術者に関するデータを活用。

- 評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法等の要領等の標準化を実施。
- 各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの共有化。

(発注者間の連携体制の構築)

- 各発注者は、発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を実施。
- 発注者共通の課題への対応や各種施策を推進。
- 地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握し、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を実施。
- 支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を要求。
- 国土交通省が全国の事務所に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、さらに実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築。

Ⅲ. 災害時における緊急対応

1 工事

1－1. 災害時における入札契約方式の選定

- 災害発生後の復旧にあたっては、透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手。
- 災害復旧における入札契約方式の適用にあたっては、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争等を適用。
- 契約相手の選定にあたっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定。

(随意契約)

- 災害復旧工事のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事について、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、随意契約を適用。
- 契約の相手方の選定にあたっては、被災箇所における維持修繕工事の実施状況、災害協定の締結、企業の本支店の所在地、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定。
- 状況に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から、会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用。

(指名競争入札)

- 災害復旧工事のうち、随意契約を適用しない本復旧にあつて、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要のある工事で、一般競争入札に付す時間的余裕がないものについては、指名競争入札を適用。
- 指名を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況等を考慮して、確実な履行が期待できる企業を指名。
- その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮。

○指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意。

○時間的な制約を踏まえて指名競争入札を適用するものであることから価格競争によって落札者を選定するケースが多いと考えられるが、必要に応じて施工能力を評価する総合評価落札方式を適用。

(通常的方式)

○災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる工事については、建設業者の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）を採用。

○入札参加要件の設定にあたっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績や地域要件などを適切に設定。

○競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、適宜、段階的選抜方式を活用。

1－2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

○被災の状況や地域の実情に応じて、災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、発注関係事務に関して必要な措置を検討。

(1) 確実な施工確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。

○調達環境が通常と異なり遠隔地から資材や労働力を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件を明示するとともに、当該条件は設計変更の対象となる旨を明示。

○復興による急激な事業量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じることに伴い、企業が入札への参加を敬遠し、不調・不落が発生する可能性を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定する等、実態を踏まえた積算を実施。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

- 低入札による受注は、工事の手抜き、下請けのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、随意契約による施工や、指名者数にこだわらず真に確実かつ円滑な施工ができる者のみを対象とする指名競争入札を適用。
- 適正な施工体制を確保するための方策を講じるため、発注者の監督・検査等の強化や受注者側技術者の増員の対象拡大等の措置を実施。
- 必要に応じて、施工体制のみを技術面の評価項目とする施工体制確認型総合評価落札方式を適用。

(前払金限度額の引き上げ等)

- 緊急復旧事業を円滑に実施するために必要となる人員・資機材の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら適切な対応を実施。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

- 発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された施工体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を積極的に活用。

(3) 復旧・復興工事の担い手の確保

(共同企業体の活用)

- 工事規模の大型化や事業量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、地域の建設企業が継続的な協業

関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される地域維持型 JV 制度を活用。

(地域企業の参加可能額の拡大)

○担い手の確保とロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、地域企業が中心となる一般土木 C 等級企業の参加が可能な工事価格帯の上限を引き上げる措置を実施。

(4) 迅速な事業執行

(支出負担行為事務の委任範囲の拡大)

○今後の工事の見通しや施工能力のある企業の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、支出負担行為事務の委任範囲の拡大を実施。

(政府調達協定対象工事における適用)

- 政府調達協定（以下「WTO」という。）対象工事は、「政府調達に関する協定」等に基づき手続を実施。
- 平常時における WTO 対象工事は、一般競争入札（公開入札）に付すことが原則となるが、災害時、緊急性の高い復旧工事は、政府調達に関する協定第 13 条を踏まえ、必要に応じて、随意契約（限定入札）や指名競争入札（選択入札）を適用し、早期復旧を実施。

(政府調達協定対象工事における手続日数の短縮)

○WTO 対象工事では、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることを踏まえ、現地の状況を踏まえた適切な手続期間を設定。

(5) 早期の復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等)

○災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・管理など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式等による民間事業者のノウハウ等を活用。

(技術提案・交渉方式)

○復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI 方式）等の技術提案・交渉方式を適用。

2 測量、調査及び設計業務

2-1 災害時における入札契約方式の選定

- 災害発生後の復旧にあたっては、透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な業務の履行が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手。
- 災害復旧における入札契約方式の適用にあたっては、業務の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争を積極的に活用。
- 契約相手の選定にあたっては、協定締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定。

(随意契約)

- 災害復旧のうち、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧工事に係る業務について、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、随意契約を適用。
- 契約の相手方の選定にあたっては、被災箇所における業務の実施状況、災害協定の締結、企業の本支店の所在地、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な復旧の観点から最も適した者を選定。
- 状況に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から、会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法も活用。

(指名競争入札)

- 災害復旧のうち、随意契約を適用しない本復旧にあつて、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要のある業務で、一般競争入札に付す時間的余裕がないものについては、指名競争入札を適用。
- 指名を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況等を考慮して、確実な履行が期待できる企業を指名。
- その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮。
- 指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意。

○時間的な制約を踏まえて指名競争入札を適用するものであることから価格競争によって落札者を選定するケースが多いと考えられるが、必要に応じて履行体制を評価する総合評価落札方式を適用。

(通常的方式)

○災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる業務については、業者の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）を採用。

○入札参加要件の設定にあたっては、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び業務成績や地域要件などを適切に設定。

2－2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

○被災の状況や地域の実情に応じて、災害応急対策や災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、発注関係事務に関して必要な措置を検討。

(1) 確実な履行確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

○積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定。

○調達環境が通常と異なり遠隔地から資材や労働力を調達する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件を明示するとともに、当該条件は設計変更の対象となる旨を明示。

○復興による急激な事業量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じることに伴い、企業が入札への参加を敬遠し、不調・不落が発生する可能性を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定する等、実態を踏まえた積算を実施。

（指名競争入札におけるダンピング対策等）

- 低入札による受注は、業務の手抜き、再委託のしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、随意契約による履行や、指名者数にこだわらず真に確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札を適用。
- 適正な履行体制を確保するための方策を講じるため、発注者の検査等の強化や受注者側技術者の増員の対象拡大等の措置を実施。

（前払金限度額の引き上げ等）

- 緊急復旧事業を円滑に実施するために必要となる人員・資機材の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら適切な対応を実施。

（２）発注関係事務の効率化

（一括審査方式の活用）

- 発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された履行体制を整えている複数の企業による確実かつ円滑な施工を行う観点から、一括審査方式を積極的に活用。

（３）迅速な事業執行

（支出負担行為事務の委任範囲の拡大）

- 今後の業務の見通しや履行能力のある企業の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、支出負担行為事務の委任範囲の拡大を実施。

（政府調達協定対象業務における適用）

- 政府調達協定（以下「WTO」という。）対象業務は、「政府調達に関する協定」等に基づき手続を実施。
- 平常時における WTO 対象業務は、一般競争入札（公開入札）に付することが原則となるが、災害時、緊急性の高い復旧に係る業務は、政府調達に関する協定第 13 条を踏まえ、必要に応じて、随意契約（限定入札）や指名競争入札（選択入札）を適用し、早期復旧を実施。

（政府調達協定対象業務における手続日数の短縮）

- WTO 対象業務では、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることを踏まえ、現地の状況を踏まえた適切な手続き期間を設定。

（４）早期の復旧・復興に向けた取組

（事業促進 PPP 等）

- 災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・管理など一連の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式等による民間事業者のノウハウ等を活用。

（技術提案・交渉方式）

- 復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI 方式）等の技術提案・交渉方式を適用。

3 建設業団体や他の発注者との連携等

- 災害応急対策や災害復旧に関する工事及び業務等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業者団体等と災害対策に関する工事等の実施に関する協定等を締結。
- 災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては地域内における発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。
- 復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、地域全体として取り組む。
- 地域の状況を踏まえ、適宜、発注機関や事業者団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置。

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

1 工事

○工事の発注に当たっては、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用。

1－1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

○主な契約方式は、次のとおり。

- ①事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式としては、工事の施工のみを発注する方式、設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI 方式^{※1}）、維持管理付工事発注方式
- ②工事の発注単位に応じた契約方式としては、包括発注方式、複数年契約方式
- ③発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式としては、事業促進 PPP 方式^{※2}、CM 方式^{※3}

※1 Early Contractor Involvement の略

※2 Public Private Partnership の略

※3 Construction Management の略

(契約方式の選択の考え方)

○契約方式の選択に当たって考慮すべき事項は、事業・工事の複雑度、施工の制約度、設計の細部事項の確定度、工事価格の確定度、その他発注者の体制・工事の性格等。

（２）競争参加者の設定方法の選択

（競争参加者の設定方法の概要）

○競争参加者を設定する方式は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約。

（競争参加者の設定方法の選択の考え方）

○競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択。

○ただし、以下に示す点について考慮。

①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用

②契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害応急対策若しくは緊急性が高い災害復旧に関する工事のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用

③契約に係る予定価格が少額である場合等の指名競争入札又は随意契約の活用

○地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとされており、上記と同様の考え方により活用可能であることを十分考慮のうえ競争参加者を設定。

（３）落札者の選定方法の選択

（落札者の選定方法）

○落札者を選定する主な方式は、落札者の選定の基準に関する方式（価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式）、落札者の選定の手続に関する方式（段階的選抜方式、一括審査方式）。

（落札者の選定方法の選択の考え方）

○落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性、仕様の確定の困難度について考慮。

（４）支払い方式の選択

（支払い方式）

○主な支払い方式は、総価請負契約方式、総価契約単価合意方式、コストプラスフィー契約・オープンブック方式、単価・数量精算契約方式。

（支払い方式の選択の考え方）

○支払い方式の選択に当たっては、工事進捗に応じた支払い、煩雑な設計変更の有無、コスト構造の透明性の確保について考慮。

１－２ 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に

資する入札契約方式の活用の例

（１）地域における社会資本を支える企業を確保する方式

○防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じるおそれがあり、地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、次の例がある。

- ①災害時の業務の実施体制の確保の状況等を考慮した競争参加資格の設定
- ②企業の地域の精通度等を評価項目に設定
- ③地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）の活用
- ④施工実績の代わりに施工計画を評価項目に設定

（２）若手や女性などの技術者の登用を促す方式

○若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念を踏まえ、若手や女性などの技術者の登用を促す方式として、次の例がある。

- ①若手や女性技術者の登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- ②施工実績の代わりに施工計画を評価項目に設定
- ③他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目に設定
- ④ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目に設定。

（３）維持管理の技術的課題に対応した方式

○既存構造物の補修において、設計段階では対象構造物の詳細が把握できないために、施工段階となって設計の修正や工事の設計変更が多く、また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工や、引き渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要から、維持管理の技術的課題に対する方式として、次の例がある。

- ①既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
- ②補修設計を実施した者の工事段階での関与
- ③施工と維持管理の一体的な発注

（４）発注者を支援する方式

○事業量の増加や技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合があり、発注者を支援する方式として、次の例がある。

- ①工事監督業務等に係る発注関係事務の民間委託
- ②調査及び設計段階から発注関係事務の一部の民間委託
- ③ISO9001 を活用した品質管理

○なお、これらの入札契約方式の活用に当たっては、透明性、公正性及び競争性を確保することにも留意。

2 測量、調査及び設計業務

○各発注者は、業務の発注に当たっては、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用。

2－1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

○主な契約方式は、次のとおり。

①事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式としては、調査、測量及び設計のみを発注する方式、設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（ECI^{※1}方式）

②業務の発注単位に応じた契約方式としては、包括発注方式、複数年契約方式

③発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式としては、事業促進 PPP^{※2}方式、PM^{※3}・CM^{※4}方式、

※1 Early Contractor Involvement の略

※2 Public Private Partnership の略

※3 Project Management の略

※4 Construction Management の略

(契約方式の選択の考え方)

○契約方式の選択に当たって考慮すべき事項は、業務の複雑度、設計の細部事項の確定度、その他発注者の体制・業務の性格等。

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

○競争参加者を設定する方式は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約。

（競争参加者の設定方法の選択の考え方）

○競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択。

○ただし、以下に示す点について考慮。

①契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用

②契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害応急対策若しくは災害復旧に関する業務のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用

③契約に係る予定価格が少額である場合等の指名競争入札又は随意契約の活用

○地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとされており、上記と同様の考え方により活用可能であることを十分考慮のうえ競争参加者を設定。

（３）落札者の選定方法の選択

（落札者の選定方法）

○落札者を選定する主な方式は、落札者の選定の基準に関する方式（価格競争方式、総合評価落札方式、プロポーザル方式、コンペ方式）、落札者の選定の手続に関する方式（一括審査方式）。

（落札者の選定方法の選択の考え方）

○落札者の選定方法の選択に当たっては、価格以外の要素の評価の必要性、仕様の確定の困難度について考慮。

（４）支払い方式の選択

（支払い方式）

○主な支払い方式は、総価請負契約方式、総価契約単価合意方式、コストプラスフィー契約・オープンプック方式、単価・数量精算契約方式。

(支払い方式の選択の考え方)

○支払い方式の選択に当たっては、業務の履行進捗に応じた支払い、煩雑な設計変更の有無について考慮。

2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

○防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがあり、地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、次の例がある。

- ①災害時の業務の実施体制の確保の状況等を考慮した競争参加資格の設定
- ②企業の地域の精通度等を評価項目に設定

(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

○若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な業務品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念を踏まえ、若手や女性などの技術者の登用を促す方式として、次の例がある。

- ①若手や女性技術者の登用を考慮して業務履行実績の要件を緩和した競争参加資格の設定
- ②業務履行実績の代わりに履行計画を評価項目として設定
- ③他の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価項目として設定
- ④ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画を策定した中小企業）を評価項目として設定。

(3) 発注者を支援する方式

○業務量の増加や技術的難易度が高い業務への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合があり、発注者を支援する方式として、次の例がある。

①公物管理等に係る発注関係事務の民間委託

②調査及び設計段階から発注関係事務の一部の民間委託

○なお、これらの入札契約方式の活用に当たっては、透明性、公正性及び競争性を確保することにも留意。

V. その他配慮すべき事項

1. 受注者等の責務

- 受注者は、契約された公共工事等を適正に実施。
- 下請契約を締結するときは、労働条件、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結。
- 技能労働者の処遇向上や法定福利費を適切に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、法定福利費を内訳明示した見積書や請負代金内訳書の活用促進を図るなど、発注者と連携して、法令違反をしている建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底。
- ICT を活用した公共工事等の実施に効率化による生産性の向上に努める。
- キャリアアップシステム (CCUS) の活用等技能労働者の処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。

2. その他

- 本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、解説資料を作成する予定。
- 本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合は積極的に公表し、発注者はこれも参照のうえ適切に発注関係事務を実施。

以上